

# 社会福祉法人和心知会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和心知会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員を合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とし、原則、一定時間勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職金については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、給与規定に準ずる額

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 通勤手当については、その通勤の実態に応じ、交通費の実費相当額を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 10 日支給とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程に準じた日とする。

(2) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した日後 2 か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人（死亡により退任した者の退職金にあつては、その遺族）に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 役員等が出張する場合、別に定める出張旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員が職務遂行にあたって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附 則

この規程は、平成26年10月1日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年6月15日に改正し、平成30年4月1日より適用する。

この規程は、令和3年2月1日より適用する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理 事	日額 5,000 円

別表2（常勤役員の退職金算定式）

退職金	給与規定に準ずる
-----	----------

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(2) 理 事

理事会への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(3) 監 事

理事会・評議員会・監事監査への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(4) 評議員選任・解任委員会委員

評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000 円
-----------------	------------